

ファクシミリサービス利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
18.（解約等） (1)本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。また、未払手数料は解約と同時にしくは当行所定の日に引き落とします。 (2)～(7) （略）	18.（解約等） (1)本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、<u>「EBサービス解約申込書」</u>により当行に通知するものとします。また、未払手数料は解約と同時にしくは当行所定の日に引き落とします。 (2)～(7) （略）
21.（規定の変更等） 1. 当行が必要と判断した場合には、次項に定める方法で契約者に変更内容を告知することにより規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。 2. 規定の変更は当行ホームページにて告知するものとします。契約者は、契約内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、同意しない旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当行は、契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。	21.（規定の変更等） <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>